

令和7年度 第3回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年10月7日(火) 14時00分から15時50分まで
- 2 場 所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
- 3 出席委員 池邊 このみ 委員
阿部 貴弘 委員
田邊 学 委員
宇津宮 巨一 委員
入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 事務局 街づくり部 小倉部長
都市計画課 中野課長 他担当者8名
- 7 議 題 議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係
る調査審議事項について(公開)
「松戸市景観計画」改定について
報告 「令和7年度 松戸市景観表彰」について
- 8 配布資料 松戸市景観審議会委員名簿
次第
資料1-1 「松戸市景観計画」改定素案
資料1-2 「松戸市景観計画」改定素案の主な修正箇所
資料1-3 「松戸市景観計画」改定に関する地元説明結果まとめ
資料1-4 「パブリックコメント用補足説明資料イメージ」
資料2 「令和7年度 松戸市景観表彰」について
- 9 会議経過 開 会
① 会議開催要件の確認
委員5名出席により成立
② 会議の議事録署名人の確認
委員名簿順により、「田邊委員」に確定
③ 議題及び配布資料の確認
④ 会議公開に関する確認
松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により公開
⑤ 傍聴者の有無に関する確認
傍聴者なし
⑥ 議 事
閉 会 (15時50分)
- 10 議 事 録 別紙のとおり

令和7年度 第3回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 松本補佐)

定刻となりましたので、「令和7年度第3回松戸市景観審議会」を開催させていただきます。

本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの次第に沿って進めさせていただきます。開催にあたりまして、街づくり部長よりご挨拶申し上げます。小倉部長、よろしくお願いいたします。

事務局 小倉部長)

委員の皆様こんにちは。街づくり部長の小倉でございます。本日は、お忙しい中、令和7年度第3回松戸市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度に開催した2回の審議会におきましては、「松戸市景観計画」改定について多くのご助言をいただいたところでございます。本日は、今までの審議会の中で頂きました貴重なご意見をもとに、「松戸市景観計画」のパブリックコメント実施に向けた素案を作成いたしましたので、委員の皆様の忌憚ないご意見を賜りますと幸いです。今後とも、本市景観行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 松本補佐)

ありがとうございました。

議事に移る前に、事務局よりご報告させていただきます。本日の審議会ですが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づき、開催要件であります「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料といたしまして録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「田邊委員」をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議会は、審議会委員の任期更新後、委員の皆様全員がお揃いになっております、はじめての審議会となります。松戸市景観条例等施行規則第17条第1項において、「審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定

める」と規定されております。

また、同規則第18条第1項に「審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。」とされておりますので、今後の議事進行にあたりまして、会長の選任をお願いいたします。

阿部委員)

引き続き池邊先生にお願いできればと思います。

事務局 松本補佐)

委員の皆さま、いかがでしょうか。

各委員)

お願いします。

池邊委員)

会長という役目を引き受けるのは大変恐縮なんですけれども、引き続き、阿部先生にご協力いただき、皆様にもご協力いただきながら、務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 松本補佐)

ありがとうございます。それでは、今回の任期における松戸市景観審議会の会長は、池邊委員にお願いいたします。

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第17条第3項に基づく「会長の職務代理」について確認させていただきます。

本条項において、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」との規定がございます。池邊会長よりご指名をいただければと思います。

池邊会長)

前回もやっていただきました、阿部先生に引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

阿部委員)

はい、よろしくお願いします。

事務局 松本補佐)

ありがとうございます。阿部委員よろしくお願いいたします。

報告事項は以上となります。それでは、この後の進行につきまして、池邊会長、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

それでは改めまして、今回からということで、議事の進行早速務めさせていただきます。皆さんには、今日、置いてある松戸市景観計画改定素案、かなり今まで深く議論していただいて、ほぼまとまってきた状況にあるかと思います。今回の議事については、こちらについて意見をいただく形になるかと思います。審議会に先立ちまして会議の公開について確認をさせていただきたいと思います。当審議会は松戸市景観条例施行規則第18条5項の規定により、審議会の会議は公開を原則とする。ただし審議会において会議を公開しないと認めたときはこの限りでないとしておりますが、公開の可否を確認するにあたり、本日の議事について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 松本補佐)

それでは、審議会の議事についてご説明いたします。

本日の議事は、

議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に関する調査審議事項について、といたしまして「松戸市景観計画」改定について、でございます。

それから、報告事項といたしまして、令和7年度の「松戸市景観表彰」について

以上、2件でございます。

併せて、資料の確認をさせていただきます。1枚目、次第。次に、席次。めくっていただいて、松戸市景観審議会委員名簿。それから資料1-1といたしまして「松戸市景観計画」改定素案、冊子になります。資料1-2、A4横です、「松戸市景観計画」改定素案の主な修正箇所。資料1-3、A3になります、「松戸市景観計画」改定に関する地元説明結果まとめ。資料1-4「パブリックコメント用補足説明資料イメージ」。最後、資料2になります「令和7年度 松戸市景観表彰」について。A4横の資料になります。

以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。以上となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

はい、ありがとうございました。それでは、今事務局が説明したとおりの議事となりますので、本日の審議会は公開とさせていただくことで、皆さまご異議はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

公開の議題における傍聴人については、先ほど(事務局より)傍聴人なしと伺っておりますので、傍聴の申出はないという形で進めさせていただきます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。議題(1)松戸市景観計画改定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 藤島主事)

都市計画課藤島です。よろしくお願いいたします。

それでは「松戸市景観計画」改定について、ご説明いたします。

景観計画改定の業務スケジュールにつきましては、審議会前に、参考資料としてご案内させていただいているところでございますが、計画及び条例について11月中旬から12月中旬にかけて、市民意見を頂戴するパブリックコメントの実施を予定しております。

前回の審議会までは、景観計画の全体構成(案)として、各章の概要をご説明させていただきましたが、審議会の皆様のご意見を踏まえ、示す方向性や考え方について、本日、パブリックコメント実施のための素案を作成してまいりました。

全てのページをご説明するには、時間に限りがございますので、改定箇所を一通り振り返りつつ、これまでの審議会でお示ししてまいりました内容からの修正点や、今回新たにお示しする内容などを中心にご説明させていただきます。

なお、前回の審議会からの変更内容の詳細につきましては、資料1-2を合わせてご覧ください。

また、「景観基本計画」及び「景観条例」並びに「景観条例等施行規則」については、前回の審議会にてお示した方向性より変更がないため、今回の審議会では説明を省略させていただきます。

まず、「序章」から始めさせていただきます。

2ページ、今回の計画改定に合わせて「景観」とは何か、説明を追加しました。続いて4ページ、景観計画の位置づけに広域連携について追記をいたしました。5から6ページをご覧ください。計画改定の概要として本市を取り巻く環境の変化や、全国的に見られる問題、取り組みについての背景をはじめ、課題やその

解消方法について記載をしております。また、それぞれの項目におけるキーワードの補足・解説について、6ページ下段に設けております。

5ページ、(2)のイ 新たな視点や考え方の追加について、都市計画審議会より、「ここでウォークアブルと言いながら配慮事項等に一切記載がないがどこに書いてあるのか」とのご意見をいただき、修正を検討しましたが、本項目は、改定に関する本市の基本的な考え方を示したもので、『ウォークアブル』というのはあくまでも新たな視点や考え方の一つであり、配慮事項や基準等に加える文言ではないものとし、修正しないこととします。

7ページをご覧ください。景観計画区域図右下に記載の広域連携について、都市計画審議会より「景観法に抵触する恐れがある」とのご意見を受けたため、景観計画区域内で収まる文言となるよう、国・県からご提案いただきました文言を元に、修正しました。

区域外からの松戸市の景観への影響等については、記載できないため、本来、本市が抱える問題への対処として、周辺自治体に対し、本市の景観への影響にも配慮いただけるよう、協力要請を行う予定でございます。

また、記載箇所については、各配慮事項への記載も検討いたしましたが、適切な箇所が確認できないこと、及び本市のメッセージが伝わりにくくなることから、7ページの図下のままとします。

8ページをご覧ください。景観計画の全体構成でございますが、序章から第7章という構成は、これまでお示ししてまいりました通り変更はございません。

続いて、「第1章 良好な景観の形成に関する方針」について、ご説明いたします。

11ページをご覧ください。「景観形成の基本方針」表現している図について、上位計画に合わせ、旭町地区の「みどりの交流景観拠点」を削除いたしました。また、主要幹線道路に景観計画策定以降に整備が進められた、都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線を追加しました。

続いて、12から16ページでは、各ゾーンの基本方針について、上位計画の変更や現状に合わせた文言となるように修正をしております。

続いて17から21ページの各景観要素への配慮事項について、取り巻く環境の変化に対応するため文言を修正いたしました。特に、みどりに関してその風土に合ったものや、生態系に配慮した樹種とすることが、世界的な流れであることから、「みどりの連続性」や「自然環境との共生」といった文言を追加いたしました。

その他、「人々が回遊の間に休憩のできるオープンスペースの確保による歴史文化や眺望への配慮」、「形態意匠や設備配置の工夫による水辺や歴史文化への配慮」、「みどりの維持管理による眺望への配慮」、「光の色や漏れ光の制御による

歴史文化や農への配慮」、「太陽光発電設備等の修景による農への配慮」といった事項を追記しました。

続いて、23から37ページは、各市街地の色彩の配慮事項として、樹林地や斜面林など、みどりとの調和や周辺の景観との調和に関する事項を追加いたしました。

また、意匠形態の配慮事項として、「周辺の自然環境と調和した樹種の選定や緑化」、「バルコニー等の透過性」、「市街地特性ごとの光の色温度の目安」、「オープンスペースの確保」、「にぎわいの創出」などについて、追記しました。

続きまして、「第2章 届出等の手続きに関する事項」をご説明してまいります。

40、41ページ、届出対象行為につきまして、これまでも届出対象としていた鉄塔や携帯電話基地局アンテナの明記、近年景観への影響が問題視されている太陽光発電設備等を追加いたしました。合わせて図についても修正しております。

また、小規模な付属建築物を届出対象外とすることについて、全ての付属建築物を届出対象外とする場合、必要な協議や指導を一切行えなくなってしまうため、新築と増築等で場合分けをしたいと思います。

新築時は、全体のバランスを確認するため、小規模なものも届出対象とした上で、色彩の基準の対象外とする場合もあるということとし、一部増築等、景観形成上の影響が少なく、協議及び届出の必要性が低いと考えられるものについて届出対象外とすることとしたいと考えております。

44ページから46ページをご覧ください。本市の「顔」となる松戸駅周辺地区について、良好な景観形成を図るため、屋外広告物型の景観形成重点地区として指定をします。前回までの審議を受けて、対象区域の範囲をよりわかりやすいように文言と図を修正いたしました。その他 届出の流れに関するフロー図や届出対象行為については、これまでお示ししてまいりましたとおり変更はございません。

47、48ページをご覧ください。市の施設を対象とした公共施設型の松戸駅周辺景観形成重点地区を指定します。市が行う行為は、全ての事項を満たした景観へ配慮されたものであることが前提ではありますが、今回の地区指定の意図としましては、国の補助金を活用し公共施設の景観改善を図るものです。現行の計画よりも厳しいルールを設け、市側が積極的に良好な景観形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

範囲については、松戸市立地適正化計画における松戸駅周辺の都市機能誘導区域を基本としていること、補助金の活用を想定していることから対象範囲は極力広い方が望ましいため、このままといたします。

続いて、「第3章 行為の制限に関する事項」をご説明してまいります。

50、51ページをご覧ください。行為の制限の基準に新たな課題である、太陽光発電設備等の形態意匠や樹種の選定方法、照明の色温度などについて追記しております。

51ページ、(2) 工作物の形態・意匠の制限 みどりの追記箇所について、都市計画審議会より、「工作物の項目としてみどりがあるのは違和感がある」とのご意見を受けて、その他工作物の項目に外構等の項目を加え、工作物の外構に対する基準として設けることとします。

その他、行為の制限の基準に関する項目については、これまで、お示ししてまいりました内容から変更はございません。

52ページをご覧ください。小規模な付属建築物を色彩制限の対象外とすることについて、具体的に「周囲からの望見に配慮して、配置の工夫又は緑化やルーバー等の設置による修景を行う」との例外とする条件を明記いたしました。

続いて54ページをご覧ください。景観形成重点地区等の行為の制限については、44ページからの屋外広告物型 景観形成重点地区及び47ページからの公共施設型 景観形成重点地区の内容にあわせて記載をしております。

続いて、「第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」については、修正事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

続いて、「第5章 屋外広告物に関する事項」をご説明してまいります。

59、60ページをご覧ください。松戸駅周辺を屋外広告物型の景観形成重点地区に指定し、松戸駅周辺の良好な景観形成推進に伴い、市全域の屋外広告物についても誘導を図るため、令和5年に策定した「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」を参考に、基本的な考えや表示・掲出に関する指針を追記しております。

また、60ページの屋外広告物の表示、掲出に関する指針、表の立地に応じた指針について、一部修正することになりましたのでご説明します。都市計画審議会より、「制限する内容と演出を促す内容の両方が混在して書かれており分かりにくい」また、「季節・催事の演出、花・みどりの設置を強要しているように見え、景観計画では書きすぎている」とのご意見をいただきました。また、地元商店会・屋外広告物事業者よりも「広告物の制限がにぎわいの抑制につながるのでは」とご意見をいただいたことから、誤解を与えるような表現は避け、景観とにぎわいの両立を促すよう修正をいたしました。

続いて、61から64ページをご覧ください。松戸駅周辺景観形成重点地区の地区全体や各区域、デジタルサイネージ、照明、窓面広告物についての配慮指針を追記しております。5章の追記内容については、これまでお示ししてまいりましたとおり変更はございません。

続いて、「第6章 景観重要公共施設に関する事項」をご説明してまいります。

67ページをご覧ください。景観重要河川に指定している坂川の範囲について、春雨橋親水広場及び坂川散策路も含まれることを明記しました。

68、69ページをご覧ください。各景観重要道路にみどりの適切な維持管理について追記しました。また、景観重要河川の坂川について、周辺の地域の取り組み等について追記しております。6章の追記内容についても、これまでお示ししてまいりました内容から変更はございません。

最後に、「第7章 協働による景観形成の方針」をご説明してまいります。

74ページをご覧ください。課題となっている広域的な景観のつながりについて文言を追加しました。

76ページから80ページをご覧ください。76ページ、市民参加による景観づくりを示した図について、市民と行政協働による景観形成の流れが景観形成重点地区の制度を追加した改定後の仕組みに合うよう、修正をしました。

77ページ以降に段階的な各施策の詳細を追記しました。

続いて、81ページから84ページをご覧ください。平成23年の景観計画策定後からこれまでの本市の景観形成を推進する取り組みについて、追記しております。7章につきましても、これまでお示ししてまいりましたとおり変更はございません。

景観計画の改定（素案）の説明は以上となります。なお、前回の審議会結果について、都市計画審議会委員に報告し、この内容で問題ない旨の回答をいただいたことを申し添えます。

続きまして、重点地区に指定する松戸駅周辺地区の関係者に、周知のため説明に伺いましたので、その内容についてもご報告いたします。資料1-3をご覧ください。

松戸駅周辺屋外広告物型景観形成重点地区の指定について、「これからの時代には広告物も景観への配慮が必要だ」という肯定的な意見に対し、「駅前の活性化を阻害する取り組みである」との厳しい意見も多くいただきました。本市としましては、松戸駅周辺の重点地区の配慮指針は、駅前の商業活性化を妨げるものではなく、良好な景観形成のために一定規模以上の広告物の設置に際し協議するものであり、協力をお願いしつつ、引き続き周知を徹底し、理解を求めています。

また、デジタルサイネージについて、現在、設置をしている大規模施設からは、明確な基準があれば、テナントにも指導がしやすく、表示内容も含む協議も可能である旨の確認がとれたため、今後、具体的な運用方法について検討してまいります。

また、デジタルサイネージ以外の協議手続きについても、簡素化が求められて

いることより、今後具体的な運用方法の検討を進めてまいります。

補助金については、「それなりの支援があれば、広告物の新設や改修の際に協力できる可能性が高くなる」とのご意見をいただいたため、今後、予算の確保に向けて努めます。地元説明結果については、以上となります。

最後に本日お示ししましたこの素案から、更にデザイン修正や追記などを加え、また、本日の議論を踏まえまして、早急に素案をまとめ、11月中旬からのパブリックコメント実施に向けて、事務を進めてまいりたいと考えております。それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

池邊会長)

詳しい説明どうもありがとうございます。また、都市計画審議会のご意見を踏まえた追加或いは修正等も、的確にまとめていただきましてありがとうございます。さらにまた、今ご説明いただいた地元説明の結果のまとめ、これの中には様々なご意見あって、一部は今後またパブリックコメントのところで出てくるかなとは思いますが、できるだけ前向きにということで、デジタルサイネージなんかもう、今どんどん技術が発展して行って、昔のデジタルサイネージのイメージと段々変わってきたりもしていますので、そういうところも少し、計画ができ上がったら古かったみたいな感じにはならないような形のものができるといいなというふうに思っております。

さて皆様方、都市計画審議会から戻ってきたご意見とかもございしますが、何か、今ご説明いただきましたところで、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでございますでしょうか。

田邊委員お願いします。

田邊委員)

比較的簡単なところと、結構重大なところとあるんですけれども、最初に比較的簡単と思われるところから挙げると、今回2ページと3ページのところに、序章ということで市内の写真を入れていただいて、それぞれどういうことを意図しているかという点を、文言としてつけていただいています。写真の選定というのもとても大事なんですけれども、ここにあてがう文言というのも、これは市民に向けてのメッセージになるのでとても重要だと思います。この文言のレベルが全然そろってなくて、例えば、何々する景観という言葉で終わっているものもありますし、守り育てるといような用言で止まっている言葉もあって、せめて用言止めと体言止めぐらいは統一したり、主語と述語と景観がある、というようなセットとかですね。そういう調整はできるんじゃないかと思います。

例えば、地域への愛着と思いやりのある景観ということをベースにするんだ

とすると、みんなで守り育てる緑豊かな景観、というような書き換えをすれば、レベルがそろうわけで、何かこう標語としてそのレベルがそろってないのはとても汚いので、こういうところの文学的な整理をしていただくと、より内容がわかりやすくなるのかなというふうに思います。

池邊会長)

はい。

田邊委員)

それともう1点。これは結構大きな問題なんですけれども、今回、44ページと47ページのところに、屋外広告物型景観形成重点地区と、公共施設型景観形成重点地区という、何々型というのが入ってきております。

池邊会長)

そうですね、はい。

田邊委員)

これは他都市では見かけないですね。

池邊委員)

ないですよ。

田邊委員)

そもそも景観というのは総合的な見え方に対するものなので、屋外広告物だけを取り出して景観形成をやるということはちょっと難しいですし、公共施設だけというのでもないのではないかなというところを感じています。

屋外広告物型の方を見てみると、届出の対象とか制限の内容というのはもっぱら屋外広告物に関するもののみで、だとするとこれは景観法で対応すべき問題ではなくて屋外広告物法の方で対処すべき課題なのではないか。だからこそ、地元説明したときに屋外広告物業者さんから、これは厳しいですよというような意見が出ていて、本来はですね屋外広告物の許可の手続きで一本化してやるものを、景観の方で二重掛けして、景観の方がより複雑なルールになっているというようなところもあって、業者さんの立場から見ると、本来の法の目的じゃないことを、こちらでより厳しくされているというようなところがあって、ちょっと問題があるように思います。例えば、他都市で重点地区を設定するときも屋外広告物のルールを入れることがありますけれど、それは建築物や街並みの中で

の屋外広告物のありようがやはり重要なので、建築物のルールもあり、街並みのルールもあり、開発の部分もあって、それに加える形で屋外広告物のルールがあるってというのは、自然なことなんです。屋外広告物だけが景観計画の重点地区の対象になってるってというのは、他の例で見たことがないですし、法制度の趣旨からしても、ちょっとおかしいのではないかなって感じがします。

同じように公共施設型というのを見てみると、これは補助金という目的があるというふうにちょっとお聞きしていますけれども、基本的には公共施設ですから、景観計画に書いてあることとか、既存の景観に関わるルールというのは、一般的にはすべて重視していなければいけないもので、それをあえて、こういう制度の強制性を使ってですね、身内に言うこと聞かせようとしているようにも見えるというのが、ちょっとやっぱり矛盾していて、景観ってやっぱり屋外広告物だけ、公共施設だけという形で切り離せるものではないのでね。よく見ると、この2つの地区というのは、公共施設の方がよりエリアが広いですけれどもそれに内包される形で、屋外広告物のエリアが入って行って、基本的には重なっている。基本的には松戸駅周辺の景観形成に関わることを、松戸駅の景観をより良くしようという考えでまとめているという意味では、1つのものというふうにも考えられるので、これは、今のタイミングなのか、次の改定のタイミングなのかわかりませんが、将来的には、この松戸駅の周辺の景観形成重点地区として、例えば、この44（ページ）、47（ページ）のところには、この地区の景観形成の方針すらないんですよ。どういう地区にしたいかっていうこともなくて、全体の景観計画の中では、それぞれのエリアとかゾーンの方針があるんですけれども、重点地区にするとそこは中抜になるので、この部分だけ、方針がなくなるんですよ。方針がなくて基準だけがあるというような作りになっているというのは、ちょっと気持ち悪い感じがします。なので、今から大手術というのは難しいのかもしれないですけれども将来的なビジョンとしては、やっぱり、ここは同じ地区にして、今すぐに取りかかるのは、屋外広告物と、公共施設に限られるかもしれないけれども、将来的には建築とか街並みとか、そういうことも含めて、総合的な景観形成をやるような重点地区に育てていかないといけないと思うんですね。屋外広告物型景観形成重点地区というのを、国交省の担当者が見たら、苦笑いすると思いますよ。だったら、そもそも、屋外広告物法を使ってくださいよってということだと思うんです。その辺りも、ちょっと意識の中に置いていただいていますね、今回、すぐに対応するかどうかというのは、なかなか難しいところがありますけれども、景観は総合的なもので、こういう個別のものを取り出して地区指定するというのは、この先なるべく避けていただきたいなというふうに思います。ちょっと、今更こんなこと言わないで欲しいという部分もあるかもしれないですけれども、よくよく読んでみると、とても今回の改

定のポイントでありながら、今回の改定で最も問題のありそうなところですし、都市計画審議会からもそういう意見が出てこなかったというのが逆に僕は不思議です。はい。以上です。

池邊会長)

はい、ありがとうございます。それではちょっと簡単な方からって言ったら変ですけど、最初の2、3ページのところ、今回は新規作成というので、景観のこの計画っていうのはみどりの基本計画なんかはやっぱり市民向けなんですけども、景観計画っていうのはどちらかっていうと、業者さんとオーナーさん向けっていう形になってるので、今まであんまりこう景観とはっていうところ入ってなかったんですけど、入れていただいたのはとてもいいんですけども、何を松戸の景観の中で、やっぱりヒエラルキーと何を重視して、この景観計画が成立してるのかとか、私達が考えているのかっていうようなところ、とても大事だと思うんですね。ですから、この順番も含めて、いろんな写真を入れていただいて、人が入ってる写真も参加していただいている写真も入れていただいているのは、いいんですけども。それと、なんか文章が例えば緑豊かな景観を守り育てるっていうのが、こっち側に下には芸術創造性の豊かな景観とか、という形なので、そのあたりがどういうヒエラルキーでどういう順番に入れて、どの写真のところに入れれば効果的に市民に向けて見えるのか、っていうようなところ。あと体言止めとかそういうところですね、その辺りについて、何かご意見いただけますでしょうか。いかがでしょう。戸定邸は写ってないなと考えながら。どうでしょう皆様。

宇津宮委員)

なかなか写真の選定っていうのは難しいとは思いますが、表紙にもあるように写真「(暫定)」という形になってるので今日出た意見って非常に大切な意見だと思うので、これを踏まえてここに限らずですね、全体の写真なんですけど気になるものもあるので、よく見直していただければなあという風には思います。というところと、やはり戸定邸の話が出ましたけども、歴史文化を大切に、品格ある景観というところで、橋と門だけと。ちょっとこれはっていうところがあるので、どうしてもこれが松戸の景観、松戸全体ですね景観に関する意識をアピールするものになって欲しいので、というところの期待を含めてですね、もうちょっと写真は確かに見直した方がよろしいんじゃないかなというふうに思います。

池邊会長)

そうですね。後ろの方にも、常盤平だとか、桜やけやきの写真も、もう少し良いものも何かあったように思うので、何かそういうものを入れたり。あと、どうでしょうね、上の桜の写真は、これは何を意図して入れてるのかっていうのが、その上と下ですね、については、少しわからないところがあったり。あと、やっぱり谷戸の景観っていうのもとか、斜面林の景観ですかね。そういうところも、松戸の1つの自然的なものとして大事だと思うんですけども、この辺が入ってなかったり。あと、この景観を次世代に継承というのは、このマンションが、この街で言えばいいというふうに捉えられているのかどうか。そのあたりは、これはコンサルさんが入れていただいた感じですかね。

事務局 山下主査)

基本的な選定はコンサルさんから提案を受けている部分でございます。

池邊会長)

それでまあ、市さんもこれでいいかなっていう感じでいらっしゃると思うんですけども、何かやっぱりメッセージ性、松戸といえばこの要素は絶対入るべきだよっていうのと。あとやっぱり、美しいというか、今後こういうふうに松戸がなっていけばいいなっていう、そういう何か姿があったり、坂川もせっかくね、今回いいあれを作っているんですがそれが入っていなかったりとか。そのあたり、少し文言の修正と写真の修正は可能でしょうか。

事務局 松本補佐)

はい。

池邊会長)

その時に、やっぱりこう順番、どれが一番か。最近じゃあそりゃあ、流山はすごいかもしれませんけれども、やっぱり松戸はもともと格調高くて、歴史があつて。そういう歴史性があつて街道もあつてっていう街だと思うんですけども、だから新しい街だけとは違うし、自然もあり、歴史もあり、そこにこれから新しい役所とかも含めて、また新しい松戸っていうのは育っていくんだと思います。あと、常盤平のURのところなんかも、また再開発がされて、子供がいっぱいいるような新しい街になっていくような、そういう感じになると思うんですけども。元からある資源とそういう希望を込めたものっていうのかな、何かそんなものがあるといいなと思って。戸定のところもこれからまだ少し整備する予定でしたが、向こう側の住宅街だけが見えるようなこの写真はちょっともったい

ないかなってというような感じなんで。このスペースの中にどのくらいメッセージ性を込めたものを入れられるかっていうのと、それに合った言葉を。景観を次世代に継承っていうのもとてもいい言葉だとは思いますが、あと思いやりのあるっていうのも松戸らしい言葉かなというふうに思ったりするので、歴史文化はもちろんなんですけれども、何かその辺りがもう少し何かこう。どうですか事務局の方としては何か強調したい部分とか、今までの中でありますか。

事務局 菊地補佐)

文言については、基本計画の中の基本方針を持って作ってるので、これについては表現方法を揃えて記載したいと考えております。

池邊会長)

そうですね。基本計画から引っ張ってきてるから。言葉としては体言止めやいろんなものが混じってしまっているんで、それをそろえて、景観っていうものに集約したときに、言葉として、しっくりくるような形にまとめていただければいいのかなという感じがします。

田邊委員)

今事業として続いているかどうかわからないんですけど、地区別の景観の写真を応募してもらうような取組があったと思います。そういうところから写真を選ぶとかですね。実はこの23年3月の松戸市景観計画は、これ全部、僕うちのスタッフがとった写真ですけども。

池邊会長)

はい。

田邊委員)

これやっぱり調査をするんですよね、本来は。

池邊会長)

梨畑も入ってますよね。

田邊委員)

街に出て。その時期じゃないと撮れないものなので、その四季折々に街の中に出て行って写真を撮りに行くんですけども、ここにあるものもデータはおそらくあると思います。

池邊会長)

ネギ畑もありますよね。

田邊委員)

私の事務所に行けばあると思いますので、こういうものもなるべく活用していただいて、やはり松戸がもっとその景観の幅がちゃんと出てくるようにやられるといいのかなと思います。この船の写真もお客さん来るのずっと待ってて。

池邊会長)

そうなんです。船の写真はそのままね、なんかそのまま使われてる感じ。

田邊委員)

なかなかお客さんが来ないのを待って、待って、待ってと。

池邊会長)

そうなんです。私もネギ畑の隣のアパートに住んでましたので、やっぱりネギと梨はないと松戸じゃないかな、みたいな感じですけども。

事務局 松本補佐)

中の写真につきましては今いただいたご意見をもとに事務局の方で修正させていただきます。

池邊会長)

そうですね。なんかやっぱり、ぱっと開いたときに一般市民の方が、ああ、これって松戸だよっていう、これ私たちのところにある風景だよってとか、なんかこんな綺麗だったらいいね、とかっていうのがあるといいのかなって感じがすごくするので。でもとにかく景観とは、っていうところを作っていたことそのものは、とても評価できることだと思うので、そこをこういうふうにするといいんですけど表紙で終わってしまうので、景観とはっていうことをきちっと入れていただいて、その上で、どういうふうに、最終的にはこの、市民によるっていうところも、多分最初入れたいところだと思うんで、その辺りも含めて書いていただければと思います。

他に何かご意見ございますか。はい。

阿部委員)

本質ではないんですけど、ここにラベルのように貼ってある文言のフォント

が、ここでしか使われていない。他はいずれもゴシック系なのに、なんかここだけなんていうんですかね。

池邊会長)

多分やわらかく、景観とは、ってということですね。

事務局 松本補佐)

そうですね、本文とはちょっと別ってということで、はい。

池邊会長)

そうですね、ゴシックではなくて。

阿部委員)

ここだけか、みたいな違和感がなくもないので、ちょっとデザインをご検討いただければ。わからなくはないんですけど、何かここだけ取ってつけたように、最初のページだけ。

池邊会長)

そうなんですよね。入りやすいフォントにさせていただいてるのはね、ゴシックじゃなくていいですけど。

阿部委員)

実際使っていくとなると浮いちゃうかなって。

池邊会長)

あとは、これで足りなければちょっとコラムみたいな感じに。中がすごくかきしり過ぎてるので、そういうところに少しずつ何か。ここに入りきれないものの中に、例えばさっきの市民と一緒にみたいなところありますよね、そういうところはそこに入れていただいたりとか。何か、そういうところをちょっと変えていただくと、違うのかなというふうには思います。

問題は、先ほどのかなりのところで私も特に、型っていうのが。屋外広告物型、公共施設型っていうのが、ありえないなって感じがちょっとしたのと。あとこれ、さっき田邊委員がおっしゃったんですけど、松戸駅の中、結局、エリア指定はあるけども、何のコンセプトも何もないので、そうすると、このエリアはどういう景観形成重点地区として、育てていきたいというふうに、松戸市さんは思っているのかなってというのが、なんかない感じがしちゃうので。そこが何かちょ

っと、非常にもったいないなという感じがするので。本来は隣接地域があって、その次にこの中心部があるっていう段々エリアが狭まっていくって感じで、真ん中は屋外広告物を対象とした、っていうふうに書くかどうかは別なんですけれども、広告物型っていう型っていう言葉はとにかくやめた方がっていうかやめるべきだと思うんですけれども。

田邊委員)

この2つの分類の前に、例えば61ページのところで言うと松戸駅周辺景観形成重点地区と黄色で書いてある部分があると思うんですけれども、これが基本はこの地区を表す言葉で、広い範囲で公共施設の届出や協議をやる。駅のより中心に近いところでは、例えばA地区とB地区をC地区というふうに呼び名を変えて、このエリアでは当面のところ屋外広告物の届出と協議をやるというような作りになっていて、その前段に、そもそも、松戸駅周辺重点地区というのはどういう地区で、何を目指して景観づくりをやるのかというような方針が書いてあって、そこから枝分かれするというような方向整理がされていると、今の形をできるだけ活かしてというか、ここまで積み上げたもので(やっていけるのではないか)。

池邊会長)

そうですね、あまり崩さないでドラスティックに変えずに何とかやっていく方法ってというのは。

田邊委員)

何のために広告が規制されているのかっていうのが全くわからないし、中見ると、基本的に全部単体の規制なんですよね。こういう街並みにしたいから色を抑えるってということだけではなく、とにかく色を抑えるってことだけが書いてあるので、何のために景観に取り組んできたってということが伝わってこないです、この構成だと。だからその前段の、やっぱり目的とか、その目指すべき方向っていうのが書いてあることが必要なのと、できれば最終的には総合的にやっていくってようなプロセスとかビジョンみたいなものが語られていると、とても前向きに読める景観計画になるんじゃないかと思います。結構とはいえ大手術になると思うんですけれども。

池邊会長)

そうですね。

阿部委員)

よろしいですか。

池邊会長)

はい、どうぞ。

阿部委員)

私の理解だと、田邊委員の補足ではあるんですけど、なかなか動かしにくい景観計画をできるだけ機動的に動かそうという努力の現れというか、前向きな取り組みだと思いますので、ぜひ何とか突破口を見出して進めていただければなと思うのですが。

ただ内容としては、いわゆるというか他自治体でよくあるような重点地区というよりも、対象を絞ってこれについては重点的に協議をしますっていう地区としての意味合いが強いんじゃないかと思しますので、重点協議地区とかそういう名前にしろというわけじゃなくてそういう意味合いの地区なんじゃないかと思うんですね。結局、屋外広告物も協議をさせてくださいというだけで、景観法に基づく変更命令とか出せないわけですね。あくまで県の条例で運用するんだけど、それに対してちょっと物を言わせてくれというのをここに載せている。そうすると届出もあれですか、景観法に基づく届出にはならないってことですか。

菊地補佐)

事前協議のみですね、はい。

阿部委員)

よく言う重点地区っていうのは、他は大規模だけどここはちっちゃい規模のものまで届出を義務づけて変更命令まで出すよって話ですけど、ここは屋外広告物も公共施設もそうですけど、重点地区といっても何か届出対象行為が変わるというよりも、協議対象を明確にして、ぜひやってください、とお願いベースの重点地区なのではないかなと思いますので、その立て付けというか、枠組みをもう少し丁寧に説明すれば（いいと思います）。

ちょっと確かに重点地区ってダークと出しちゃうと、大方のイメージとしてはやっぱり、またそこを細かくやる地区なのかなという印象を、我々専門家も持ちますし、こういうのに慣れてる業者の方一般の方も、そういう印象があると思いますので、打ち出し方を変えて。結局、否定的なご意見もありますけれども、県条例の基準に適合していれば設置することはできるわけですよ。そこがう

まく説明できれば、なかなか動かしにくい景観計画を機動的に動かす突破口になるんじゃないかと思えますし、そういうことができるように、今、国の方でも、景観法とかね、歴まち法を見直しているようなので、こういうことができるように制度の方を変えてほしいという方向につなげていくチャレンジになればいいなとは思っています。ちょっとすぐにはどう書き換えるかっていうアイデアはないんですけど。

池邊会長)

何か私もとても責任を感じてしまうのは、私は最初に松戸が、私は新宿区民だからあれですけど歌舞伎町のようにとにかく色彩が、西口は大分変わりましたが、東口がとにかく屋外広告物だけじゃなくてビルの色彩も含めてひど過ぎるっていうその否定的な部分を何とか、せっかくいい地域があるし、聖徳とかそういう学校もあるのになぜこうなのかっていうところを、屋外広告物や建築物の色彩を含めて変えていくことで、何か駅前が変わらないかっていうようなところで、そういうのを変えると実際は賃料も変わりますよみたいなとか、あとは入ってくるテナントさんも変わりますよみたいな話を、去年一昨年あたり、私は随分やってきたつもりなんですけれども、そのあたりがうまく屋外広告物や建築物の色彩とかをいじることによっていい景観形成ができるっていう、そういうイメージがなかなかこれだと湧きにくいっていう感じで、規制だけするっていう感じになっちゃうので、そのあたりが、一番難しいのかなというふうには思うんですが、ただここで言うと、キテミテマツドの通りだとか、駅前大通りだとか、そういうところが、変な話、金町の駅前だって、大分変わりましたからね、白っぽく全体に。だから、やっぱりああいう色彩による駅のイメージの変わり方っていうのは、すごく面積が大きいだけに違うので、何かその辺りの思いを、どういうふうに入れるかって言うのは、屋外広告物に注力したとか何かにかよくわからないんですけど。ただ、順番としてやっぱり先に景観、公共施設型ではなくて松戸駅景観形成重点地区のコンセプトそのものがまずは入って、そこが新しい松戸と古い松戸と東と西と両方合わせて魅力があってっていうところが、何かこの空欄の地図だけだと主旨がわからない。主旨があって、だから屋外広告物ももうちょっと綺麗にしようよねっていうふうにすると、わかってもらえるんだと思うんですが、何か最初のところがそれがないと、なんで私たちそんな規制に従わなきゃいけないのっていうことだけになるの。あと、やっぱり公共施設型ではないですよ。民地も含まれてるので、公共施設型景観形成地区っていうと全部が公共施設ばかりあるわけではなくて。ちょっとこの型っていう言葉が、コンサルさんつけてくださった言葉なのかもしれないんですけど、ちょっと良くないのかなっていう感じはします。

田邊委員)

なんか住民提案型街づくり計画とかそういうのもあるので、そういった1つの型みたいのがあるのかなって思うんですけども。これって、国交省の景観計画の改定マニュアルとか出てこない言葉で、やっぱりこれ松戸市独自のものなんですけれども、その型の使い方が、ものを限定する使い方になってしまっているんで、ちょっとそれは違うんじゃないかなと思うんです。

池邊会長)

そうなんです。だからとりあえず見て公共施設型っていうと、じゃあこの中にある公共施設だけをとればいいのかって思っちゃうじゃないですか。でも実際はここほぼ民地なんで、その辺りはどうですか。公共施設型っていう言葉について、何か疑問に思わなかったんですか。

事務局 松本補佐)

前の屋外広告物型と対比させる形で公共型とさせていただいてるんですけども。範囲は民地もなんですけども対象は市の公共施設のみなので、型という言葉は除く形で公共施設という言葉だけは残してこのエリアで設定させていただけたらと思います。

田邊委員)

そもそもの重点地区を、この47ページの青いエリアに設定するってことは、やっぱり難しいんですかね。

事務局 松本補佐)

そうですね、公共施設に関しては広くしております。

田邊委員)

いや、公共施設型というのは取ってしまって、ここが景観形成重点地区で、イコール暫定的にはこのエリアで公共施設の協議をやるということで、将来的にはそれが公共施設だけではなくて、民間の建物とか、街づくり全般に波及していくってような流れにしておいて、これが例えばA地区とすると、この最後は小さい方はB地区、さらに赤線で囲っているところはC地区みたいな形で。

池邊会長)

ちょっとずつ順番というかヒエラルキーが違うみたいな。

田邊委員)

当面、A地区は暫定的に、というか戦略的に公共施設の景観形成に取り組む地区で、B地区は戦略的に屋外広告物の景観形成に取り組む地区で。その戦略的っていうのは、やっぱり駅の改修が今行われているところで周辺の景観が大きく変わるといふのをこの機をとらえないといけないから。そういう意味で、屋外広告物条例を作ったりとかそういうことをする前に、先行して今すぐできる景観計画の中でそこに取り組んでいるっていう。何ていうか建前ができれば、あんまり違和感はなくなると思うんですけど。

池邊会長)

これ順番としては(47ページの)4が先あって、(44ページの)3の大きめのところがあって、そのあとこの(44ページの)グリーンのところの一番中心部のところが出てくるみたいな形にすると、割とうまく入っていく。

田邊委員)

そうですね。やっぱり阿部先生おっしゃるように今やれることをすぐできるのがこの景観計画の良さなので、そこをとらえて戦略的なしつらえをこの計画の中で、改定の中で行ってるっていうことを見てもらえるようにすれば、そんなに違和感はなくなるのかなという風に思います。

事務局 松本補佐)

地区の47ページの地図と44ページの地図を盛り込む形ではおそらくできると思いますのでちょっと修正をさせていただきます。

池邊会長)

47ページの全体を、ここで言うと重点地区のところに都市機能誘導区域っていう形で書いてあるんですけども、そこをどうするか。何かやっぱりキャッチフレーズでもコンセプトでも、ちょっとそういうものが欲しいですね。将来の松戸の駅のあり方っていうんでしょうか。今、ぐちゃぐちゃなので。

事務局 松本補佐)

あとは44ページの屋外広告物の方なんですけれども。おっしゃっていたように、アンケート等で屋外広告物が雑多な印象だということで屋外広告物にスポットを当てて今回計画に盛り込ませていただいたんですけども、田邊委員、池邊会長がおっしゃられたように、街並みの視点とかその辺りがちょっと大きなコンセプトが盛り込めてなかったもので、目的のところにちょっと盛り込

む形になるかと思うんですけれどもそこを入れさせていただいて、阿部先生におっしゃっていただいたようにできることから屋外広告物の協議をして参りたいというような流れに、修正を試みたいと思います。阿部先生おっしゃられた協議のところなんですけれども、今、景観の協議等していただいて強制力はないんですけれども、結構いったことに直してくださる事業者さんたちも多いので、まずは協議、今まで協議の対象でもなかったのを、協議をしていただくことを、目的に、ちょっと取り組んで参りたいなと思います。

阿部委員)

その時に54ページの書きぶりなんですけれども、重点地区等の行為の制限については次に示す通りとしますとしておきながら、(1)では何か考え方を踏まえて地区を指定しますっていうことで、ちょっと最初のリード文と、その下が整合してないところありますんで、ここ整理していただいて。協議にあたってここであれば、配慮事項に基づいて協議しますよっていうことで、行為の制限いわゆる景観形成基準とは違う位置付けになると、そこは、ちょっとシビアなところになってくると思うんですけれども、整理をしておいていただくといいんじゃないかなと思います。

事務局 松本補佐)

ありがとうございます。

田邊委員)

ただ、景観法の解釈として、公共施設というのは通知行為なので、行為の制限はできないんじゃないですかね。

池邊会長)

まあそうですね。

阿部委員)

何かこう、書き方がちょっとそれた感じというか。

池邊会長)

でも本来はやっぱり公共施設が模範となるべき、そこは大事なんですよ。

阿部委員)

景観重要公共施設はなかなか使われない中でこういうのをやろうっていうの

はチャレンジだと思います。ぜひ突破口を見出してね。

池邊会長)

あとすいません、56ページが何か文言だけあるんですけど、これ指定になるものとか、何か写真とかないんでしょうか。市の文化財やってるものでも、別に、戸定邸を入れていただいてもいいのかもしれないんですけども。何かやっぱり景観重要建造物とか、そういうものって何なのかっていうのを、これだと全然わからないし、今後もうなんか指定する予定が全くないっていう雰囲気にとちょっと見えてしまうので、いや、本土寺とかそういうところもあれですし、常盤平なんかも変わっちゃうかもしれないけど一部をそういう形で残すようなところもあるかもしれないし、何かどういうものが景観重要建造物なのかっていうものとか、景観重要樹木なのかっていうのが、何かわかるといいのかなと思っていて。これは別に、国指定とかの文化財と違うので、何か使ったっていいわけですよ。道の駅みたいに使ったっていいし、それはいろんな形で、文化庁の規定に全部ガチガチに縮められてるわけじゃないので、ある程度こう残っているものを、うまく、インフォメーション施設に使ったりとか、いろんなことができたりとか、あと、松戸って言えばっていう、何かランドマークの樹木ってないんですか。

事務局 松本補佐)

市の樹木とか通りはあるんですけど、登録は無い状況です。

池邊会長)

だから、本当はそういうものが、別に（あるといいのですが）。今、国の方では国土交通省の道路課さんなんかではそういう街路樹なんかもう景観重要樹木として、或いはそういうふうに指定しようなんていうところも出てきているので、特にそういうものでもいいので、何となくこう松戸らしいイメージのところっていうか、さっき言った谷戸とか斜面林とかでもいいんですけども、あと浅間神社辺りもそうかもしれないけど、何かそういう、どういうものがそうなのかっていうのはちょっとイメージがないと、ちょっとここは寂しすぎるかなっていう感じがするので、ちょっとそこについては、あくまで意味イメージ写真、それがなるよっていうわけじゃなくても、入れていただけるといいかなというふうに、市内にはちゃんと歴史的な建造物や美しく成長した樹木が多くありますってこう書いてあるので、それが、景観重要樹木や何かになるんだよっていうところがあるといいのかなと思いますので、ぜひ。結構、社寺境内林でクスノキとかね、ご神木みたいになってると、そういうの、なりやすいですけどね。そういうものはないですか。社寺境内林とか、ご神木みたいな、本土寺とかにないで

すか。

田邊委員)

松戸市の樹木で言うと、東漸寺の枝垂れ桜は、あれもう枯れてしまったと。

池邊会長)

そうですね。

田邊委員)

あと、幸谷のスダジイってというのが関さんの森にあると思うので、そういうものだと思うんですよね。

池邊会長)

ですよ。だからそういうのも。実はうちの自宅のスダジイも新宿の保護樹木になっているんですけど、ちっちゃなちっちゃな庭にたってるだけなんですけど、やっぱりなんかスダジイってやっぱりそういう、なんかちょっとそういうものも、要するに全部、何て言うのかな、構造物と建築物ばかりじゃなくて、せっかく景観とはっていうのをに入れていただいてみどりのことも入れていただいているので、そうだとすれば、そういうものを、もうここに入れていただくといいいのかない感じ。坂川の周辺なんかもね、そういう形でうまくできるといいのかないと思います。

さっきのところは、さっきの方針で大丈夫そうですか。なんか順番として少し、図の順番を変えて、だんだんヒエラルキーが小さくなっていくっていうような感じで。少し、あと何かちょっと何々型っていう言葉はちょっと強いのでちょっと変えていただく。田邊委員他に何か注意するところありますか。

田邊委員)

いやあの、かなり私がお伝えしたところは大掛かりだと思うので、このぐらいで。

池邊会長)

はい。でもすごく大事なところなので。難しいですよ。なんか最初やっぱりこういうところが汚かったんだっていうのがだんだんこういうものになると、綺麗になってっちゃってわかんなくなっちゃうんで、本来はこういうところの汚いところをもっと綺麗にしたいから、こういうものを作ったんだっていうことで、だから汚いって言ったら失礼ですけども、景観を阻害してるものをな

るべくなくして良くしていこうっていう、事務局の人の気持ちも含めて、一般市民やオーナーさんにうまく伝わる方法っていうんですかね。なんかそういうのが、何か、こっって何か汚い写真ってどこかにありましたっけ。もうなくなっちゃったんだ。

事務局 松本補佐)

載せてはおりません。

池邊会長)

そうですね。ビフォーアフターじゃないけど、なんかこっちはすごく汚いけど、こっちは綺麗みたいなのがあって少し。変えていただいたんですね。コーポレートカラーやなんかもね、28ページとかもねきれいな感じにできてるから。なかなか、汚いものがなくなってきちゃったんだけど、実際は、東口にも西口にも歴然と汚いものはあるので、そのあたりを少し入れていただいて。景観阻害っていうものが街のイメージとか街の活力だとか、要するに景観を派手にすれば街に活力が出ると思い込んでた時代があるわけで、それがやっぱりそれとは違うんだよっていうのを、何か変えていただくといいのかなというふうに思うので、その辺は実際に金町なんかが一番変わったのは、皆さん肌身に感じてらっしゃるのかなと思うので、はい。じゃ、ちょっとその辺りだけ少し、大丈夫でしょうか。何かこの辺もね、いい写真あるんですね。21(ページ)とかもね、水田や矢切の農地とか本土寺もあり、矢切の斜面林はこの鉄塔が何とも言えないですね。鉄塔を隠してしまいたいくらいですが。

本当にここの辺はね、農地の特性を生かした景観形成っていうことで、入ってあって、ここにちょっと谷戸がないかないのかなという感じがしたので、そこが気になったところです。他に皆さん、あと10分ぐらいですが、いかがでしょう。

入江委員)

今回の、景観計画の、変更の中で、やっぱり歴史文化を大切にしたいその品格のある景観形成がメインになっているような気はするんですが、景観っていうのは、やっぱり主観がいっぱいあって、何が品格があるのか、品格の解釈が出ると思うんですね。例えばで言いますと、先ほど池邊会長は、松戸は格調の高い街だっておっしゃいましたけども、私はそう思っていないんです。

池邊会長)

そうなんですか。

入江委員)

はい。もともと松戸宿は宿場町ですから、

池邊会長)

それは城下町とかそういうのとは違いますよね。

入江委員)

格調が高い街とは思っておらず、品格の意味をどのようにとらえているのか判らないところが、(地元からの)否定的な意見の根本にあるような気がしております。

池邊会長)

なるほど。

入江委員)

その品格というものをどのようなものとしてとらえて、この計画の中に具体的に見えるように表現されているかどうかわからないのですが。

池邊会長)

私はやっぱり大学にいたときに、松戸のあそこの、街道宿に結構古い建物もいっぱい残っていて、それでその頃は、それこそ、霞ヶ関から30分っていうので、結構皆さんが、戸建住宅の良い住宅をですね。

入江委員)

そうですね、戸建てとマンションばかりの街ですから。

池邊会長)

そうなんですよね。

入江委員)

具体的に言いますと、新しいマンションが駅前にできたら、1階は、商業施設等々を入れてくださいっていう条例、ちゃんと商業条例(※正確には、宅地開発事業等に関する条例)ができてるのにかかわらず、(努力義務のためか)一切守られてない。

池邊会長)

ああ、やっぱりそうなんですネ。

入江委員)

一切守られていない中で商業をやってる方、お店そのものがもう少なくなってる中で、そういう焦りもここの中に入っておると思っております。今後、もう、松戸のインフラができて50年、建て替えになりますから全部市庁舎含めて、その時に、いい街にするように、いろんな協議をしていくっていうのは、全然やぶさかではないと思ってますけれども、やっぱり広告物だけ、どうしてもこれ見ると、規制かけましょうというだけの計画ですかというふうに見られがちなので、その辺の説明を、十分していただけるとよいと思います。

池邊会長)

例えば私が大学にいて、それから大学に戻ってきた30年間で、ものすごく駅前の品格が落ちたなっていう感覚はすごく、色彩とかネオンとかそういうものが。特に駅前の東口のゲームセンターみたいなビルとかもそうですけど、あれも昔はイタリアントマトとかが1階にあって私達もよくそこにケーキを食べに、(他のビルに入っている店舗の) KAORIと一緒に食べに行ったりしましたし、西口と同じように駅ビルとして機能してたんだけど、何かゲーセンみたいな感じになっちゃったし、せっかくだ本屋がそこにあるんだけど、(他都市では) リニューアルしてる場所もいろんなまちづくりの中でできてるんですけども(松戸では) そういう感じにはなかなかならない。結局、周辺都市との競争力っていうか、アイデンティティを何で出すかって言ったときに、(品格が落ちてしまっていると感じる現状は) 今やろうとしてることはやっぱり違う。戸定邸も含めて資源がせっかくあるんで、これから新しい役所とかそういうのも作っていかうとしてるので、その時に格調(高い)まではいかなくても、品格ですかね。なんかそういうところを落とさないで、そういうことをすることによって、マンションのレベルとか、そういうのが、落ちないっていうようなところがあるのかなと思いますけれども。

何か今、私も昨日白井(市)さんとお話をしてたんですけど、やっぱり周辺の市が、結構マンションとかがどんどん綺麗になってきて子育て層が集まってきてるっていう中で、松戸がちょっと大人のこうぶれたまちみたいな感じのまま、残っていくって変ですけどそのままじゃなくて、やっぱり新しい松戸としてどういうふうに、昔ニューオータニもあったよっていう松戸がそこまで戻るといのは無理だろうけれども、でもやっぱり新興住宅地、印西とか流山とかそういうところとはちょっと違うんだらうなっていうふうにも思ったりするので、

そのあたりを松戸らしさとして思ってもらっちゃってる市民の方もいらしていただけのかなというふうな気がするので、なんかそういう落ち着いた町に住みたいと思うような人たちが、もう一度戻ってくるような感じっていうのができるといいのかなと思いますけどね。

板橋なんかも中山道があって、その昔の何かお風呂屋さんがいっぱいあってっていうところも、今、景観の重点地区になって、若い人たちが暖簾みたいなのをうまく使っていい感じに、その古い中山道っぽいところをうまく再生しようとしていたりしてる人たちが育ってきてるので、松戸の中でもそういう動きみたいなものが、生み出せるきっかけみたいなものが、やっぱり残しといて欲しいなっていう感じはするんですけどね。羽子板屋さんとかそういうのもありますしね。なかなか難しいですけどね。今ちょうど新しい計画はある一方で、ここで崩れていくっていうかなかなか商業の方がうまくいかないっていう部分が一番、入江委員なんかの（商工関係者の）頭の痛いところだと思うので、商店街の方々っていうのはどういうものを一番望んでるんでしょう。そこだけちょっとお聞かせ願えますか。

入江委員)

資料1－3地元説明結果の、ここに意見ある人の、半分の人顔はわかります。誰が何を言いたいのか。その中でやっぱり、もう商店街って、後継者がいないんですよ。お祭りをやるにしても何にしても、もうできない状況になって、商店会連合会すら、機能しない状況なんで。自分たちが、今度はどういう商売をしていったらいいのかというところが問題で、それに対して我々も良いアドバイスができるかっていうと、まちそのものがもう非常に出来あがっている中では、特に住民がいればよいというまちづくりになってきているので、お返事のしようがなく困っております。

池邊会長)

そうですね。やっぱり、駅前に買い物に来るっていう人がいないですね。昔と違って、老舗があるとかそういうね、お菓子屋さんとか、そういうものも含めて。最近、若い人が結構移住してきてやってるっていうところも、いろいろあるんで。私はそういうのを総務省の地域コーディネーターみたいな養成講座みたいなのをやっていて、いろんな都市が手を挙げてやってくれてるんですけど、まだ何かそういうところが入れるところのかなというふうに思うんですけども、今ぎりぎりの線で何もできなくなって、おっしゃるように商店会ができないっていう。やっぱり祭りができないっていうのは一番苦しいですよ。

入江委員)

そうですね、祭りも今60代、70代の人しかいなくて、若い人が圧倒的にもう足らなくて。それで昨日も、エリアマネジメントやってる方々と話したんですけども、とてももう対応できませんという中で、あとどういうまちづくりをしていくのか、これはもう景観とは違うお話になってしまうので。

池邊会長)

いや、でもやっぱり何か祭りみたいなものを中心に、若い人たちがそこに参加できるっていうようなところを作っていくっていうのは、やっぱり祭りが元気なところは地方都市でも元気ですから。そこはとても大事ですよ。

入江委員)

松戸の駅前のイベントをやれば必ず人が来るんですね。人がいるから努力しなくても集まってくるんで。先週やった松戸まつりも土日に20万人ぐらい2日で集まったんですね。何もありませんよ、大したもの。だから、やりようはあるかと思うんですけども、市役所の方でもいろいろ予算をつけていただいて、観光協会を中心にいろんなイベントを打つということになってるんですが、やっぱり最終的には補助金だよりのイベントになってくると続かないと。

池邊会長)

そうですね。毎年毎年ね、それが積み重なって大きくなっていけばいいですけどね。補助金使い切ってそれで終わりっていう感じじゃね、難しいですよ。

入江委員)

それに対して危機感は若い商店主の方は持ってます。自分たちで稼げないのかと。

池邊会長)

だから、やっぱり景観ってやっぱり、にぎわいっていうかやっぱりそことね。もう本当にそこがないと、にぎわいがないところにシーンとした景観があるだけでは、死んでる景観でしかないの。にぎわいっていうのをどういうふうに、盛り上げるかっていうところは、何かその市民連携のところ、一番最初に背景がありましたよね。

入江委員)

協働による、景観づくりですか。

池邊会長)

景観形成に向けて計画づくりですかね。聖徳も千葉大もおとなしすぎて、何かこうそういう祭りを盛り上げるような、ちょっとパワフルな学生ではないですよ。なんかその辺、皆さん最後なんで一言ずつ、何か今の入江委員のご意見に対して何か。なかなか、支援も難しいとは思いますが、どうでしょう。これからもやっぱり松戸市の商店街が崩れたら全然成り立たなくなるわけで、こんな景観計画立てたってしょうがないわけなんで、そこが活性化していかないと意味がないですよ。だから、金町なんて、やっぱり理科大があってこそ、ああいうふうに変ったのであって、あと、文化的景観とか、ああいうのにもなったりとか、結構いろんなバックアップがあったからなったんですけど、松戸の場合は、戸定邸も駅から離れすぎていて、なかなか一緒になって、やろうっていう感じではないですかね、なかなか難しいですかね、どうでしょう。何か一言ずつ、お伺いできないですか。宇津宮委員何かないですか。

宇津宮委員)

松戸は非常に難しい地域だと思うんですよ。何が難しいのかって言うと、もう本当旧町の松戸があるんですけども、その他にもっと古い北小金、その間に新松戸という新興住宅街、これからもうそこを開発ですよ、そうするともとの松戸とのバランスっていうのはなかなか難しい。

池邊会長)

そうですね。

宇津宮委員)

これこそ実現はしないですけど新松戸に快速が止まってしまうと、もっと松戸本体がきつくなる。

池邊会長)

そうですね、だから矢切ができて新松戸ができたなら、もうなんか中心部がね。

宇津宮委員)

なおかつ東松戸と言うのもありますから。

池邊会長)

そうですね。

宇津宮委員)

松戸の街って、全部点在してておんなじような進行しつつ、でももともとの旧町が主流なんですけども、どんどんどんどん何も無いところを開発するのが一番楽なので、そっちがどんどん注目されていってしまう。

昔で言えば本当買い物行ってくて言ったら、柏か松戸しかなかったですよ。なので松戸はすごい発展した。ところがこう、どんどんどんどん開発して都市、街がこうどんどんどんどん形成されてどんどん分散化してしまってるので、分散化することによってそこでもう、すべて用が足りてしまうというような形になってしまっている現在なので、非常に難しい。というようなことと、あと話は変わってしまうんですけど、これ全体を今日ほとんどまとめということで見たんですが、前回の23年度(の景観計画)に比べると、かなりの枚数が増え、書き過ぎちゃったかなっていう。で、書き過ぎたので一般の人が見ると、何でもかんでも規制かというふうにとらわれてしまったのかなと。だから、その規制をかけたいのではなくて松戸のまちを良くしたいのでこういう計画を立ててますよというところなんです。

池邊会長)

そうですね、だからそこが私も伝わらない。だからさっき言った、汚かったから、綺麗にしたいっていう気持ちから始まったんだけども、やっぱりそこが通じなくて、何か規制ばかりしろっていう話になっちゃうと。

宇津宮委員)

これ反省じゃないんですけど、よく見てきて、こうした方がよりよく伝わるよね、というつもりでずっとやってきたんですけど、こうまとまってしまうと、地元の説明会の意見を見ると、ああ、やっぱり規制って取られちゃったかって、何でもかんでもこう決まりごとみたいに強くこう言われてるよう感じちゃったかなあっていうところがちょっと反省だっていうとこ。ちょっと話は逸れてしまってますけど、本当に松戸の街を良くしたいんでこういう計画で、まずは屋外広告物等に注目してという思いで今回、最初はそういう規制ありきで何か作ったわけじゃないんですけども、この説明会結果見ると、何か規制をかけるためにこれを改定してるんじゃないかって取られちゃったのかなあとちょっと思ったので、最初の方にやはりですね、この2ページ3ページあたりでですね、松戸をもちろん良くしたいんだということが前提で、これを今回こういうふうに変更しましたよというのをアピールできれば、その辺も、今回の回答に対してもちょっと、処理できる部分があるんじゃないかなっていうふうに感じました。

松戸は本当に難しい。難しいっていうか、どこか1つキーになるっていうんで

はなくて、ちょっと広がり過ぎすぎて、広がりすぎちゃいけないわけではないんですけども、ほんと東京からわざわざ何分みたいなところなので、沿線どこに住んでも便利は便利っていう形になってしまったので。

池邊会長)

皆さんが来た時代がこう昔からの方もいらっしゃるけど、来た時代ごとにそれぞれね、何か個性が別々でね、あれでなかなか。

宇津宮委員)

私が住んでる新松戸なんですけども。松戸まつりより新松戸まつりの方に行ってしまうっていう、申し訳ないって感じです。新松戸の方も、いろいろ商店街の方、地元の方頑張ってるので、かなり大きなイベントやるっていうわけではないんですけども、もうお祭りっていう感じで、

入江委員)

新松戸は、商店街とかはあまり（なくて）、地域自治会ですね。自治会のお祭りですよ。

宇津宮委員)

勢いがあるので、それにつられて、その商店街の、商店街って商店街ないんですけどね。新松戸、ないんですけども、難しいエリアなんだなっていうのをよく実感します。

かといって北小金が何か大きなお祭りがあるかってそんな大きなちょっと祭りはないんですね。北小金に結構本土寺とか東漸寺とか、あと小金宿ってことであるんですけども、なので、やりようによってはというところで、まずは手始めに、ちょっと乱立してる、看板等というところに着目して今回改定しましたというような、そんなやわらかい導入が必要なのかなと。

池邊会長)

そういう何か、にぎわいと魅力づくりみたいなもののために作ったものなんだっていうのが、もうちょっと伝わって欲しいなっていう感じで。別に整然とした、なんかきちんとしたそんなものを、求めたわけではないんだけどもというところで。

田邊委員)

私は、最近屋外広告物の業界団体の方から講演を依頼されることが結構増え

てきたんですけど。

池邊会長)

はい。

田邊委員)

色彩の仕事が減って屋外広告物の方の仕事がシフトしてきているってことなんですけども。その時に必ずお伝えしようとしているのは、屋外広告物で大事なものは、認知ではなくて共感ですっていうふうにお伝えしているんです。今、キテミテマツドっていう商業施設があるんですけども、「キテミテ」ってというのは、認知してってということなんですよ。まず「見てください」というようなメッセージで、そこから本来は「来てみてよかったね。もう1回来よう」っていうことにならないといけないので。そういうところを目指すやっぱりまちづくりというのをやっていくといいのかなというふうに思うんです。だから、看板も一見すれば大きい方が目立つし、あざやかな方が目を惹くんだけれども、それを見て、この店入ってみたいな、うまそうだなって思えるかどうかってというのが実はキーになっていて、だからその認知の先にある共感を呼び起こすような看板とか商店っていうのを作っていきましょうよ、というふうにいつも結論づけてるんですけども。今までのその情報の伝え方と違う、価値があるっていうことが伝わると、屋外広告物などは前に進みやすいような気もするんですよ。

池邊会長)

そうですね。

田邊委員)

いつもかき氷の暖簾の写真を見てもらうんですけど、派手なビニールのものを食べたいって人ほとんどいなくて、一色墨で氷って書いている、みんなそこに行きたいって言うんですよ。そこだったら高い金払ってもいいっていうので、やっぱりそういう見せ方の問題として、1つはだから派手なら良いというわけではないとかですね、大きければいいということではないということ、まずやってみましょうという、メッセージを何かうまく伝えられるといいのかなという気がします。

池邊会長)

そういうところが、今回、観光部門とかそういうところと一緒にできなかったのも、本来はやっぱりそういうところと一緒にあって、にぎわいを景観の中にと

う入れ込んでいけるのかっていうところと、それに対して、やっぱり、市さんが補助っていうか、そういう、ちょっと変わったね、ここの街、ここの街並みちょっと変わったねっていうような、なんかそういうところが、川越だってそういうので、こう積み重ねて、こう変わっていったわけじゃないですか、あんな安い駄菓子の値段でも、だんだんアパレルまで変わってきたっていう感じで。だから、これを作っただけじゃなくて、何か市がキテミテマツドの通りで、ちょっとした実験でもいいんですけど、そういう補助事業みたいなもので、積み重ねていけるようなものがないと、これだけ作っても、にぎわいがなくなって、逆に商業者が元気がなくなっちゃったっていう、マイナスの成果になってしまったら、私たちの意図するところではないので、何かその辺りやっぱり。どうですか新しい市長は、駅前の景観について何か言ってないですか。なんか自分としてこうしたいとか変えたいとか、そういうのを持ってないのかな。多分やっぱり、どこでも、お金厳しいですけど、なんか、私は何かみどりいっぱい、他でもちょっと基金づくりとかしてますけど、何か松戸は景観基金が合いそうな気がしていて、何かそれにクラウドファンディングとか、そういうのがくっついて、何かもう少し、地域の、商店会の人たちの、にぎわいづくりに何か寄与できるようなものが、できるといいのかなと思いますけどね。やっぱ、ただの補助金だと、地味なんで、それで終わっちゃうんですよね。だけど、何かしらちょっとした実験的なものやって話題性あって、やっぱりそれこそインスタとかで皆が、あれしていて、こんなだったら来年もうやろうよっていうふうに、若い人は、あ、俺たちも行けばよかったみたいな、何かそういうようなものができてくるといいのかなっていうふうに思うので、何かその辺が、私としてはやっぱり何かちょっと、私、私自身としてはそこまで、至らなかったこう反省があります。すいません、時間がだいぶ過ぎてしまい。阿部先生何かありますか。

阿部委員)

今回景観計画は、役割としては街づくりサポートするような、もちろん景観計画が街づくりを引っ張っていければいいんですけども。例えば、駅前でこういう街づくりをしたいのを(景観)計画がどうサポートするのかっていうのがここに表れてるっていうような位置付けだと思いますので、なんかこう止めてくれて制限をかけるというのものではなく、まちづくりをサポートしていきたいっていうつもりで作ってますっていうのは、なかなか伝わらないんですけど。

池邊会長)

それをどうやって伝えるかっていうのが一番の(課題)。

阿部委員)

他の自治体の様子見るにつけ松戸は、まだ恵まれてるんじゃないかなと思ってまして、人口もそこそこいますし、東京からも近い、比較的住み続けている人もいるという意味では、当然課題は多い中で、まだ恵まれてるうちにやれることをやるっていうのは、これは景観の話じゃないですが、これが街づくりとしては大事かなと思いますんでぜひ、駅前もですね私白井出身なんで小さい頃、買い物といえば松戸だったんですけど、松戸行くときには、カツアゲに気をつけろ、と。

池邊会長)

ほんとですか。

阿部委員)

(当時は) 危険な地域でもあったんですね。やっぱり財布、お金あんまりお金持っていると、裏に呼ばれて、取られるぞ、みたいな緊張感を持ちながら買い物に行く。

池邊会長)

なるほど。外から来るとそういう感じなんですね。

阿部委員)

そういう危険はよくないですけども、何ていうんですかね、新しい猥雑な空間のあり方っていうのを、今回景観通して、今さすがにちょっと、なんていうかこう、空きテナントも増えてきたビルだとか、金融の看板ばかりっていうのが、やはりにぎわう猥雑な空間ではないと思いますので、一律で規制するというよりも新たにぎわいってのはどんなものかを、景観計画通して或いは都市マスだとかを通して考えていく、っていうぐらいのリラックスした運用でいいんじゃないかと思うんですよ。何か、押さえるとかねまた駅前と違って、道頓堀とか歌舞伎町みたいな、あろうかと思えますんで。ただ、それが、ある程度、お互い守るべきルールがないと、ただぐちゃぐちゃなだけで、にぎわいのある猥雑空間になる。言うは易しですけど、説明される皆さん大変だと思いますけど。

池邊会長)

ただですね、おっしゃられたように、応援する街づくりを、やっぱり、あれするために、作った計画なんだっていうのは、何かしらの形できちっと伝えたいなって。猥雑な空間から、そうじゃない空間に新しい松戸として、生まれ変わるわけじゃないけれども、少しずつみんなの力でして行って。やっぱり松戸、私はち

よっとボランティアとかそういうのがすごく力が弱いと思ってるので。なんかそういうところが景観ボランティアとか街づくりボランティアとかに、もう少しこう、なんていうか、入れるように、市さんの制度とかでも、何か少し考えていただけるような、なんか、コンペみたいにいろいろ考えたら、それにお金くれるとか、もう本当にそれって30万とかね、すごい安いお金でもいいと思うんですよ。でもそこに若い人だとかが、商店会の人と一緒に、何かそういう企画をしたらそういうものが作れるとか、今みんなそういうのでどんどんやってるので。何か、そういうものをやると若い人たちが入ってくるので、やっぱり60代、70代の人々が苦しくて来年どうしようって言うてるんじゃないかと、そこに何か新しい血が入ってくるような、とか、そういう形にできるといいですね。

入江委員)

若い人たちは理解してます。

池邊会長)

そうですか。

入江委員)

景観については、理解はありますので。

池邊会長)

ええ、そうですよね。やっぱり、やりたいと思うけれどもなかなかあっていうところだと思うので、その力はね、ぜひこの辺り、市の方は酌んでいただいて、規制のために私たちこの3年作ってきたわけではないので、街を、人が戻ってくる、松戸の街に戻ってくるために、景観を綺麗にしたいっていう思いの上でやってきたつもりなので、その思いをぜひ、伝えていただければ、と思います。

最後あれになってしまいました、事務局にお返しします。

(報告事項の)景観表彰だけすいません、時間ない中でお願ひします。

事務局 平川)

都市計画課の平川です。

令和7年度松戸市景観表彰について、進捗状況をご説明します。

第1回景観審議会の際にもご説明した通り、今回の景観表彰は、一般公募により開催しており、7月31日まで募集を行いました。

全部で17件の応募があり、内訳は景観・工作物部門が7件、景観づくり活動が1件、景観スポットが9件で、まち並み部門の応募はございませんでした。

資料中、プラス3件としているのは、例年より応募件数が少ないことから、職員で良好な景観と思われる建築物を推薦し、所有者の承諾を得たものです。応募のあった17件と、職員からの推薦による応募分3件をあわせた20件が審査の対象となります。

今後の流れとしましては、1次選考として都市計画課及び市役所庁内他部署の法定チェックを行い、庁内における表彰候補の確定を行います。

その後、二次選考として、千葉県建築士協会に審査を依頼し、点数化を行います。

最終選考として、景観審議会において受賞者を選出し、これを基に最終決定を行います。

今年度の景観表彰についての説明は以上となります。

池邊会長)

はい、ありがとうございます。そうしますと実際にこれをやるのに、選ぶのはいつぐらいになりますか。

事務局 菊地補佐)

最終選考につきまして、審議会は2月の予定です。

池邊会長)

2月ですね、わかりました。それまでになんとか、上がっている数が少ないので、とても心配ですけど、皆さんよろしく願います。

それでは今日の景観審議会、これで、皆さん、時間遅くなって大変申し訳ございませんでした。ただ、最後ということで、とても大事なところだったので、入江委員の本音の部分とか、いろいろお話しただいてよかったと思っているので、その辺もぜひ、コンサルの方にぜひ伝えていただいて、いい形で、パブリックコメントのときに規制だっという感じで思われないように、応援のためのものなんだっというものが、なかなか伝わらないと思いますけども、少しでも伝わるようなものによって言うただければと思いますのでよろしく願います。それでは、事務局にお返しいたします。

事務局 松本補佐)

池邊会長、議事の進行ありがとうございました。本日皆様からちょうだいいたしました意見ですけれども、ご意見をもとに修正させていただいて、ちょっと審議会という形は難しいかと思うんですけれども、修正箇所をお送りさせていただきますので、お手数ですがご意見頂戴できればと思います。よろしく願います。

たします。

次回ですけれども、第4回の審議会については、開催日は令和8年2月上旬を予定しております。詳細につきましては改めてお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

連絡事項は、以上となります。本日は、委員の皆様には、ご多忙の中、誠にありがとうございました。

池邊会長)

色々宿題が残って大変申し訳ありませんが、どうかよろしくお願いいたします。